

大阪府からのお知らせ

●大阪府域を発着するトラック、バス等にはステッカーの表示が必要です。

大阪府の条例により、自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等は、平成21年1月1日から大阪府域37市町内での発着ができません。

発着が可能なトラック、バス等（車種規制適合車等）には、府が交付するステッカーの表示が必要ですので、交付請求してください。

- | | | |
|-------------------|--|------------------|
| ・ <u>トラック、バス等</u> | ◎1、4ナンバーのトラック、バン等 | ◎2ナンバーのバス、マイクロバス |
| | ◎8ナンバーの特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員が11人未満のもの（救急車等）を除く） | |
| | ※緑ナンバー・白ナンバー、ディーゼル車・カソリン車等とも規制対象。※車種に関わらず軽自動車は規制対象外。 | |
| ・ <u>1月1日から</u> | 8ナンバーの特種自動車は、平成21年10月1日から。 | |
| ・ <u>37市町</u> | 豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村の6町村を除く府域。 | |
| ・ <u>発 着</u> | 荷物の積卸し、人の乗降り、作業などを伴う運行。 | |
| | ※業務用・私用、頻度にかかわらず、規制対象。通過のみの運行は規制対象外。 | |
| ・ <u>表示が必要</u> | 37市町内に使用の本拠の位置がある車種規制適合車等にも、ステッカーの表示が必要。 | |

★交付請求の方法

①請求受付期間 平成20年9月25日から

※請求より交付まで1か月程度かかることがありますので、規制開始台前に早めの請求をお願いします。

なお、郵便制度の変更により、ステッカーの発送は同年11月17日以降となります。

②請求ステッカーの種類 適合車用ステッカー、経過措置対象車用ステッカーの2種類

- | | |
|----------|--|
| ●適合車 | ◎車検証の備考欄に「使用車種規制（NOx・PM）適合」の記載がある車 |
| | ◎型式が「XXXX-」（アルファベット3文字）で始まっている車 ◎天然ガス・電気自動車 |
| ●経過措置対象車 | 車検証の備考欄に「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を越えて・・・」の記載がある車 ⇒ 平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日まで有效的なステッカーを交付。 |

※平成14年10月1日以降に初度登録した車種非適合車には、同年9月30日を初度登録日とみなし経過措置対象車とする特別有り。

③請求できる方 トラック、バス等の所有者又は使用者（車検証に記載されている方）

④請求方法 以下の必要書類を郵送し、交付請求してください（21台以上請求するときは持参受けが可能です）。

- 自動車1台ごとに 適合者等標章交付請求書（裏面の様式）と車検証の写し

※請求書は自動車1台につき1枚必要です（自動車の一覧表添付等での代替はできません）。

- 1回の請求ごとに 必要額の切手を貼った、角型2号より大きい返信用封筒

★返信用封筒に貼る切手の必要額（請求枚数により下記額となります（角型2号封筒使用時））

2枚まで⇒280円、7枚まで⇒300円、11枚まで⇒360円、20枚まで⇒400円、

42枚まで⇒550円、84枚まで⇒740円

※ステッカーは1枚ごとに固有の管理番号を記入した重要物につき、特定記録郵便（注）で送付します。

（注）郵便制度の変更（平成20年11月17日予定、配達記録郵便の廃止と特定記録郵便の新設）に伴い、料金の安い特定記録郵便に統一するため、同年11月17日以降の発送とします。

★返信用封筒の大きさ（直径14cmのステッカーを折り曲げずに返送します）

84枚まで⇒角型2号（A4サイズ用）、168枚まで⇒角型1号（B4サイズ用）

208枚まで⇒保存袋（まち3cm付、A4サイズ用）、224枚まで⇒角型0号（B4サイズ用）

★返信用封筒に記入するあて先 交付請求書に記載の請求者の住所、氏名をあらかじめ記入

※必要額の切手が貼られていない場合は、着払いの宅配便により返送します（この場合、料金は特定記録郵便よりも高くなります（未使用切手は返却）のでご注意ください。また、所定サイズの返信用封筒がない場合は、ステッカーの送付が不可能となります。請求に当たっては、くれぐれも確認をお願いします）。

※着払いによる送付を希望する場合は、返信用封筒と宅配便又はゆうパックの着払い用のラベル（あて先として請求者の住所、氏名をあらかじめ記入）を同封してください。

⑤郵送先 〒540-8699 郵便事業株式会社 大阪東支店留 大阪府交通環境課 流入車規制ステッカー担当

※郵便局留めにつき住所の記載は不要。宅配便では郵便局留めができませんので、必ず郵便でお願いします。

⑥詳しくは府ホームページをご覧いただけます。大阪府交通環境課（06-6944-9251）までお問い合わせください。

●府ホームページアドレス <http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/ryuunyuu/index.html>

適合車等標章交付請求書

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

請求者 住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の16第1項の規定により、適合車等標章の交付を請求します。

交付の区分	車種規制適合車	経過措置対象車
交付を請求する自動車に関する事項	自動車の登録番号	
	車台番号	
	型式	
	原動機の型式	
	使用者の氏名又は名称	
使用の本拠の位置		
車種規制適合車等であることを証する書面	自動車検査証(写) 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他の添付書類 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

- 注) 1. 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 2. 「交付を請求する自動車に関する事項」の欄には、自動車検査証に記載されている内容を転記してください。
 3. 「使用者の氏名又は名称」の欄には、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄が***と記載されているときは、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」の欄に記載されている内容を転記してください。
 4. 「使用の本拠の位置」の欄には、自動車検査証の「使用の本拠の位置」の欄が***と記載されているときは自動車検査証の「使用者の住所」の欄に記載されている内容を、「使用の本拠の位置」と「使用者の住所」の欄が共に***と記載されているときは「所有者の住所」の欄に記載されている内容を転記してください。
 5. 「車種規制適合車等であることを証する書面」の欄には、それぞれ該当する□内にレ印を記載してください。なお、自動車検査証で車種規制適合車等であることが確認できない自動車については、自動車検査証(写)に加えて、車種規制適合車等であることを証明できる書類を添付する必要があります。
 6. この請求書(添付された自動車検査証の写しを含む。)に記載された内容は、対策地域を発地又は着地とする運行に使用されている自動車が車種規制適合車等であることを確認する目的に使用するため、大阪府警察本部に提供します。

(大阪府記載欄) ※以下の欄には、記載しないこと。

受付	審査	決定	送付	登録

※受付印

決 定	車種規制適合車	経過措置対象車	(有効期限 年 月)
標章交付番号			